

議案第 64 号

太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月 5日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

観光客参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において受益と負担の適正化の観点から市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口・関係人口の相互発展を図ることを目的として、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例（昭和55年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

入館料

施設	区分		金額
大宰府展示館	市内者	一般	200円
		高校生・大学生	100円
		小・中学生	無料
	市外者	一般	400円
		高校生・大学生	200円
		小・中学生	無料
水城館	一般		無料
	高校生・大学生		無料
	小・中学生		無料

備考

- 1 入館料の額は、消費税を含んだものとする。
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒等及びこれらの引率者が学校教育活動に基づき入館するときは、無料とする。
- 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年発児第156号厚生事務次官通達）に基づき療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びこれらの者の介護1人について

は、無料とする。

4 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。